



ぐんまの水環境

群馬県知事指定・浄化槽法定検査実施機関

発行 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 電話 027-280-5222

住所 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町1120-1 FAX 027-280-3331



浄化槽関係四団体による

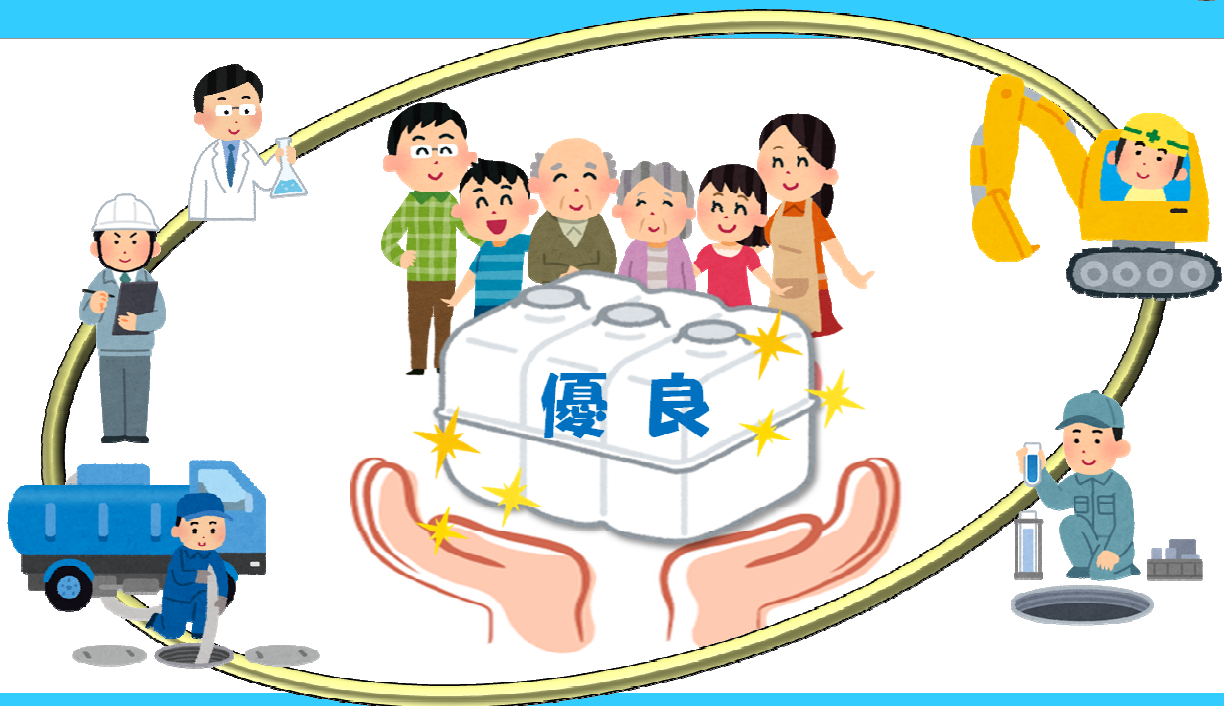
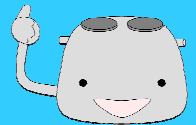
優良浄化槽認定制度

がスタートします！



優

適正に施工、維持管理され、良好な水質が保たれている浄化槽を“**群馬県優良浄化槽**”として認定します！



浄化槽は、**施工（設置）**から**維持管理（保守点検・清掃）**、**検査**に至る一連の作業が密接に連動して行われて初めて正常に機能します。

浄化槽関係四団体は、県内すべての浄化槽が適正に機能し、地域の生活環境や本県の水環境が保全されるよう、連携して取り組みを行っています！

（※）**浄化槽関係四団体**とは…浄化槽の施工、維持管理、検査業務に関わる次の四団体です。

（一社）群馬県浄化槽協会 （一社）群馬県環境保全協会

（一社）群馬県計量協会環境分科会 （公財）群馬県環境検査事業団

浄化槽関係四団体は、群馬県の水環境の保全に資するため、本年4月から、群馬県優良浄化槽認定制度をスタートさせます。下記の要件を満たす浄化槽を“優良浄化槽”として認定し、認定証と認定シールを交付します。

認定要件 1

合併処理浄化槽であること

単独処理浄化槽（みなし浄化槽）をお使いのご家庭は合併処理浄化槽のご家庭に比べて、河川へ流出する汚れの量が約8倍にもなっており、河川の水質汚濁の大きな原因となっています。浄化槽法では既存の単独処理浄化槽（みなし浄化槽）を合併処理浄化槽に設置替えするよう努めなければならないとされています。皆様方の取り組みをお願いします。

認定要件 2

正しく施工されていること

浄化槽は、お使いの状況に応じた規模や方式のものが、正しく施工されていないと正常な機能を発揮できません。また、施工後の年数経過や設置場所の環境等により、機器類や配管設備等の交換や改修が必要となる場合もありますので、保守点検や検査等の結果に基づく適切な対応をお願いいたします。

認定要件 3

適正に維持管理されていること

浄化槽は、設置しただけでは機能しません。①法令に基づく適正な保守点検、②適正な頻度での清掃実施（汚泥の抜取）、③年一回の法定検査（水質検査）の受検、この3つを確実に行わないと良好な水質を保つことができません。保守点検・清掃・法定検査の3つが揃った一括契約となっているか、「浄化槽保守点検・清掃委託等」のご契約内容をご確認ください。

認定要件 4

水質が良好に保たれていること

毎年一回受検することが義務付けられている法定検査（浄化槽法第11条）においては、浄化槽からの放流水を採取し、BOD（生物化学的酸素要求量）という項目の水質検査を行っています。このBODは、水中に溶け込んだ汚れの度合いを測る指標で、浄化槽からの放流水には一定の基準が設けられています。

認定要件を満たしているかどうか法定検査を実施する（公財）群馬県環境検査事業団が、法定検査の一環として過去の検査結果等に基づき選定し、浄化槽関係四団体がこれを認定します。

第一回の認定は、本年6月に行い、（公財）群馬県環境検査事業団またはお頼みの浄化槽保守点検業者が認定証と認定シールを配布いたします。

優良認定シールは、適正に機能している浄化槽の証しです。

・・・ 浄化槽についてのお問い合わせ先 ・・・

- 浄化槽全般に関すること
 - ・ 群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係（電話 027-226-2853）
または、お住まいの地区を管轄する環境事務所（環境森林事務所）
 - ・ 前橋市役所 西部清掃事務所（電話 027-253-1009）（補助金については水道局下水道整備課 898-3074）
 - ・ 高崎市役所 一般廃棄物対策課（電話 027-321-1253）（補助金についても同じ）
- 合併処理浄化槽へ設置替えする際の補助制度に関すること 設置する地域の市役所又は町村役場
- 保守点検・清掃に関すること 一般社団法人 群馬県浄化槽協会（電話 027-251-0325）
一般社団法人 群馬県環境保全協会（電話 027-212-2333）
- 法定検査に関すること 公益財団法人 群馬県環境検査事業団（電話 027-280-5222）